

○令和5管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年6月28日

北海道知事 鈴木 直道

まさば及びごまさば太平洋系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 現行水準
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	現行水準
北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業	現行水準

第二 ずわいがに北海道西部系群

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 43トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	43トン
北海道ずわいがに北海道西部系群漁業	39トン
北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲する その他漁業	現行水準

第三 ずわいがにオホーツク海南部

一 知事管理漁獲可能量

1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 125トン
2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
北海道漁獲可能量	125トン
北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業	125トン